

投票日と投票時間

四月二十二日(日曜日)の午前七時から午後六時までです。

投票の場所

前回(四月八日)の県会議員選挙のときと同じです。あなたの投票所は入場券に記載してあります。

なお四月一日以降に市内転居をされた方は前の投票所で投票することになります。

投票できる人

新津市に住所がある日本国民で、要件は次のとおりです。

- ▽年齢が投票日当日二十歳以上であること(昭和三十四年四月二十三日以前に生まれた人)
- ▽基準日(四月十日)前、三か月以上新津市に住所があること(昭和三十四年一月十日以前から新津市に住所があり、住民基本台帳に記録されている人)

入場券

前回の県議選と同じ要領で郵送しました。入場券は、一枚のハガキに二名連記してあります。お手数でも、各人ごとに切り離して投票所へお持ちください。

きれいな選挙で
明るいまちを



投票方法

(代理投票) 点字投票

前回の県議選と同じ方法です。

不在者投票

四月二十一日までの毎日、午前八時三十分から午後五時までの間、市役所内選挙事務室(新館二階)で行っています。不在者投票をされる方は、印鑑と入場券をご持参ください。

郵便による不在者投票

四月十八日までに「郵便投票証明書」を添えて、選挙管理委員会へ投票用紙などの請求をしてください。

お問い合わせは 選管へ

入場券のことや、そのほか選挙のことについてのお問い合わせは、新津市選挙管理委員会へどうぞ。電話は四局の二二二三番です。

